

## 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	【徳島市】 主に調査書類の不足により生じた経費不足であるため、経費執行方法の検討だけでなく、次回の調査方法についても併せて検討していただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。
当町では職員の人事異動のたびに、別途会計事務の委任を受けた現金出納員にて委任させたことや前年度末限りで解任することを、個々の職員名まで記載し告示してきたが、法第17条第4項の後の段の告示は別添した規則の別表第2を告示すれば足りるという理解でいいか。また当町では、今回回答を踏まえ、出納員の指定に係る事務の軽減を検討しているが、個々の職員を辞令形式により任命することが担当との昭和38.12.19付け自治省通知を受け、個々の職員に地方公務員法第17条第1項の辞令とは別に辞令を出しているがこの事務手続きが非常に煩雑である。ついては、分任出納員を命ぜる辞令を口頭辞令や地方公務員法第17条第1項の辞令と併せて一枚の辞令として発出することはできない。	有	-	-	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		個々の地方公共団体の告示について見解を示すことは差し控えるが、委任の告示については、住民に対して個々具体的に、特定の職員にどの権限が委任されているかが明らかになってさえいれば、委任された各会計職員の氏名まで告示する必要はない」と解説されたため、各地方公共団体において適切に対応されたい。 また、辞令の方法については、地方自治法や地方公務員法上特段の規定はないが、任命行為を客観的に明らかにしておくことが妥当であり、各地方公共団体において適切に対応されたい。	-
回答を受け、当市としては、既存制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したので、今後施設の処分に向けて検討を進めたい。	-	【八王子市】 財産処分手続きは国により一定程度標準化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、個々の団体の事情を考慮し、国庫補助完了後10年未満の公共施設についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			-
申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であることから、今回送信方法についても、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適切なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。 各府省の回答とおり、地方の意向確認を早期に実施していくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向けて組んでいただきたい。 なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会ではなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないよう見直しを行っていたり。	-	【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理ができる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていたいため。 また、個人事業税の課税事務を修正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求められる。 ・e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 ・本來申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 【静岡県】 本要旨の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡することではなく、書面申請データと同様に、「削除された」と及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はない」と考える。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。	国税連携システムを運用している国税庁及び地方税電子化協議会と地方団体が参加する検討会を開催するなどして、地方団体の意見をよく聞いて参りたい。 同じシステムのスキームについて変更する場合、システム改修内容によって検討や改修にかかる期間が異なるため、今後のスケジュールについては、ご提案の内容も踏まえ検討の場で協議を行う必要があると考える。	6【総務省】 (3)地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子の送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:財務省)	-
貯付金の債権回収業務の効率化を図るために、延滞利息についても元利償還金と同様、「取扱」ではなく、「徴収」まで私人に委託可能とする対応をしていただきたい。 また、可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただき、検討状況についても随時情報提供いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	ご提案を踏まえつつ、十分に検討をしていただきたい。 なお、今後のスケジュールについても、現時点では未定であるが、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る返済金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、検討をしていただきたい。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)私人的公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る返済金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年内に可能とする。	-
・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公示や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならぬことで、事務負担の増加や工事着手の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。 ・国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、あくまで執行主体は都道府県であることから、地方自治法や地方自治法施行令等に則った取扱いとすべきではないか。	-	-	-		国の直轄事業であることから、当該制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。	-	-

総務省「最終的な調整結果」



## 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
最高裁判例にて、「経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互で経費の負担区分を乱すことは、地方財政法二八条の二に違反する。」のようないい判断が出ており、提案内容のとおり、道路管理者が自発的に規制標示の管理を行えるようにするために、地方財政法第28条の2に係る検討が必要と考える。	-	-	-	【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。	地方財政法第28条の2に、地方公共団体間の経費負担の一般原則について規定しているものであり、個別の事務を実施する者については、当該事務に係る個別法令により規定されているものである。 道路管理者である市町村が自発的に道路標示の補修(垂り直し)を実施することについて、道路交通法その他市町村において規定している法令に照らし、当該事務を市町村において実施することが妥当かどうかを検討すべきものである。	-	-
貴省からの回答について、本構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること。 ②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと。 ③②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、國の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の國の関与ができないこと等が認められること。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、 ① 地方自治法で定められた手続により申請されないと ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性を判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体との議合のみではない。 また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行っているものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域につける事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の大政、事務等に深い関係を有する蓋然性があることを考慮するものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可是、許可を要することとすること以外の方法によってその処理の適正を確保する事が困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限度の関与である。 なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことではない。	-	-
① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること。 ② 総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと。 ③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、國の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の國の関与ができないこと等が認められること。 以上の3点から、國の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と國の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、 ① 地方自治法で定められた手続により申請されないと ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性を判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体との議合のみではない。 また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行っているものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域につける事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の大政、事務等に深い関係を有する蓋然性があることを考慮するものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可是、許可を要することとすること以外の方法によってその処理の適正を確保する事が困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限度の関与である。 なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことではない。	-	-
今回の提案の趣旨は、広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲の見直しのみならず、広域連合が国に移譲の要請を行うときには、地方自治法第252条第7の2による「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国は速やかに協議に応じることとするものである。 現提携では、広域連合には多くの要請権があるにもかかわらず、国に移譲を求める事務は広域連合が現在扱っている事務と密接に関連するものに限られることから、國への要請権が実質的に行使できていない。 また、要請にあたって、「条例による事務処理特例の制度」とは異なる国との協議が義務付けられていないことも要請権の行使を阻害する要因の一つとなっている。	-	-	-	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請する事務を、当該広域連合の処理する事務に密接に関連するものに限ることとしている趣旨及び当該提案に関しては既に検討済みであると認識していることについては、1次回答において述べたとおりである。 また、この要請の場合には、広域連合との協議が国に対して法律上義務付けられているものではないが、要請を受けた国において委任の可否について十分検討することが期待されているものであり、國への要請を阻害するものとは考えていない。	-	-	-
選挙の諸手続きについては、公正の確保や不正の防止を担保することは大前提であるが、高齢化社会の急速な進展に伴い要介護者数も年々増加しており、選挙人やその家族等から郵便等による不在者投票の対象者の範囲の拡大についての要望が多いなど、自ら投票に行くことのできない選挙人の選挙権行使の機会の確保は重要なと考える。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、民間委託に関する法律であり(法第1条参照)、また、御指摘のあった法第3条について、「民間事業者の創立と工事の委託を通じて、公私共に効率的、効果的に、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」という法の趣旨としている。	-	-
公サ法第3条の基本理念では、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不斷の見直しを行い、民間事業者の創立と工夫を積極的に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」旨がうたわれている。 このため、本市内で民間事業者が特定業務を行うのであれば、本市が特定業務を行なうことは基本理念にくつわるものがあるかもしれない。 しかし、現実には本市内で民間事業者による業務が行われていないため、市民は時間的にも経済的にも多大な負担を強いられており、理念の前提にある「公共サービスによる利益を享受する国民の立場」に立ったものとなっていないことは明らかである。 国民の立場に立って物事を考えれば、公共サービスの提供を受ける機会を、ある程度平等に保つことが必要であり、希望する基礎自治体が特定業務を実施できるように、公サ法の一部改正を提案する。	-	-	-	【全国市長会】 登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、民間委託に関する法律であり(法第1条参照)、また、御指摘のあった法第3条について、「民間事業者の創立と工事の委託を通じて、公私共に効率的、効果的に、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」という法の趣旨としている。 すなわち、本法律は、本来国職員である登記官が行なうとされている業務を、特例として民間委託できるようとしたものであり、ご提案の内容は法のそもそもの趣旨・基本理念にそぐわず、対応は困難である。	-	-

## 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の方から提案等に関する対応方針 (平成28年6月20日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料				6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせことができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の提出、1戸籍の各届出の交付に関する業務、届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあるとして正否を尋ねられた。 現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけひとりまとめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。 平成27年6月4日「市町村の届出張所・連絡所等における窓口業務に関する民間競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。 しかし、例えば「戸籍の届出、1戸籍の各届出の交付に関する業務、届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。 また、法務省の第一次回答のときに戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざを得なり、効率的な業務運営に支障が生じてしまう。 「公民の行使みなさでいる業務のうちの陳情事例にあたる認可等の業務は、民間の交付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針2016に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所轄省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用に資することとして参りたい。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
労働者を指命命令等するには、現行の法令解釈上、直接雇用や労働者派遣による業務運営などは、官公署も認めている。労働者派遣の手法を活用しながら委託につなげとしても、従事者の特定はできないなど課題が多い。 さらに労働者派遣は職務的雇用であり、民間委託等を推進する継続的、持続的な業務運営や共サービス改革の趣旨にある民間委託の推進につながっている。 したがって、厚生労働省は、特に公共サービス分野といった民間企業の参入が未開拓のままにならない委託の仕組み・措置等を講じるべきと考える。 窓口業務は正確性と迅速性が求められるところに、適切な判断のうでの大量反復処理が必要である。また、窓口業務の委託により民間のノウハウを利用することでサービス向上につなげる必要もある。 一方、ノウハウの蓄積があるとしても、より高い専門性が求められる場合には、自治体と受託者間での接觸や事務の複雑化や事務の煩雑化を招いてしまうことにより、窓口における一連の業務の連続性が損なわれる可能性及び、二つの底下に潜む問題を抱えている。 種々な問題が混在する窓口業務において、作業手順の説明すら指揮命令と判断される現状では、受託者と委託者とのどちらか勝手の悪いものとなってしまう。 受託者から派遣される労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を確保しつつ、偽装請負の定義について再度整理し、想定される事例を以て線引きを行っていただきたい。	-	-	-	【柏市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針2016に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所轄省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用に資することとして参りたい。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
指定NPO法人については、より薄い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件とともに、慎重な手続が求められることは認識している。 しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経た条例で規則に委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えおり、改めて検討をお願いしたい。	-	-	-	【神奈川県】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	繰り返しになりますが、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人・住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることされています。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者のによる審査に踏み替えており、議会の議決を経てしてから、適正に運用されていると考えている。 現状では、法人の主たる事務所の住所変更も条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的議論を行なう場であり、住所変更などの形式的な要件について議論を求めるにはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。 このため、より慎重な課税上の手続きが求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることと当該地方団体の意思として明確にするために、住民全體を代表する機関である議会の議決を経て定められた例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考案します。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
厚生労働省、内閣府、総務省からの第一次回答では、特定個人情報の必要性や業務の効率性のうえで、本件については、感染症法第3条第1項に関する事務において、保健医療行為の実施する事務のうちの申請であるが、保健医療申請時の記載事項については、今回、希望する感染症法第7条の2第1項に記載する事務のうちの個人番号の記入を希望しているが、個人番号ではなく、感染症法第39条第1項により、公表負担登録の際の記入欄に記入しているが、この記入欄に登録する必要性が生じるため、マイナンバー制度は、NPO法人の名稱について重複が排除されないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります。また、主たる事務所の所在地も名称と併せて当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	これにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。 このため、より慎重な課税上の手続きが求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることと当該地方団体の意思として明確にするために、住民全體を代表する機関である議会の議決を経て定められた例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考案します。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
各府省からの回答にあたり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にあたるお住基ネット端末を利用する方法による支障の解消は、具体的な現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。 申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に係る形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	御意見の点においては、保健医療の患者に対する医療に関する法律(平10法114)、公表負担の申請(39条の2第1項)に個人番号の記入を求めていたことについて、個人番号の記入を希望しているが、個人番号ではなく、感染症法第39条第1項により、公表負担登録の際の記入欄に登録する必要性が生じるため、マイナンバー制度は、NPO法人の名稱について重複が排除されないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります。また、主たる事務所の所在地も名称と併せて当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
各府省からの回答にあたり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にあたるお住基ネット端末を利用する方法による支障の解消は、具体的な現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。 申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に係る形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。	-	-	-	【全国市長会】 国民が混亂することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	住民情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認すること可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象ではない。	各府省からの第2次回答	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができることできる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

# 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答		平成28年での地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料
対象者の利便性向上のため、住所地情報は住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するために、専用端末が申請書受付業務を行なう各健康福祉センターに配備されていない。	-	【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。 その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの遅延リスクの課題が挙げられる。 また、各健康福祉センターに住基ネット端末を配備するためには追加的な算入措置を取らなければ、費用の面からも効率化が図れるとはいえない。 以上から、対象者の利便性の向上など政務事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備は得られない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	-	住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより認証が可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。 なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報を分散管理を行ない、情報連携が個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報を特定個人情報と組むことは、この仕組みの根幹に反する。	-	6【総務省】 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (i) 特別支援学校への就学要助に係る法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するため必要な特定個人情報を、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省、内閣府、文部科学省及び厚生労働省)			
本制度は法律や国基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。 申請者が提出すべき資料の1つに保険者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。 また、経済的に困難な家庭環境下の子どもたちへの就修学支援の充実の難点なども対応が必要である。 なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。	-	【北海道】 北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	-	○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していくとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。 ○ 内閣府の回答を記載) 内閣府の回答を記載) ○ 特別支援学校への就学要助に係る法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するため必要な特定個人情報を、生活保護関係情報を追加する。 (i) 特別支援学校への就学要助に係る法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するため必要な特定個人情報を、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省、内閣府、文部科学省及び厚生労働省)	6【総務省】 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (i) 特別支援学校への就学要助に係る法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するため必要な特定個人情報を、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省、内閣府、文部科学省及び厚生労働省)				
府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について、情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されただけで、情報連携の利用ができるとの回答があつたものと考える。このような整理は、住基ネット端末を購入した上で再度判断願いたい。	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	-	○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の唐旨・目的に合致するのか否かの判断がつかており、収入上の上限のみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の唐旨に合致するのかどうかなどを公的判断で地方公共団体と相談しながら考えたとの趣旨の発言があつたところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに監督検討いただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者、上限の収入が重なる部分をはじめる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象に納まるのである。個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1に対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があつた。これを受けて、本件提案の実現に向けて、提案団体の手がけている個人階層、公営住宅に準ずる対象者どうなのか、それとも特徴は公営住宅に準ずる対象者か、あるいは公営住宅に準ずる対象者どうなのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに監督検討いただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに監督検討いただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに監督検討いただきたい。	6【総務省】 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (i) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の指標を講ずる。 ・指標公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の2) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の3) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の4) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の5) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の6) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の7) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の8) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の9) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の10) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の11) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の12) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の13) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の14) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の15) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の16) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の17) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の18) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の19) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の20) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の21) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の22) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の23) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の24) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の25) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の26) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の27) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の28) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の29) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の30) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の31) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の32) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の33) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の34) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の35) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の36) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の37) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の38) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の39) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の40) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の41) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の42) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の43) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の44) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の45) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の46) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の47) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の48) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の49) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の50) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の51) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の52) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の53) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の54) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の55) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の56) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の57) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の58) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の59) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の60) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の61) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の62) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の63) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の64) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の65) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の66) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の67) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の68) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の69) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の70) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の71) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の72) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の73) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の74) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の75) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の76) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の77) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の78) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の79) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の80) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の81) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の82) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の83) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の84) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の86) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の87) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の88) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の89) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の90) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の91) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の92) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の93) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の94) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の95) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の96) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の97) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の98) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の99) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の100) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の101) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の102) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の103) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の104) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の105) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の106) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の107) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の108) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の109) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の110) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の111) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の112) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の113) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の114) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の115) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の116) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の117) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の118) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の119) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の120) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の121) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の122) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の123) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の124) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の125) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の126) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の127) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の128) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の129) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の130) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の131) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の132) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の133) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の134) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の135) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の136) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の137) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の138) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の139) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の140) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の141) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の142) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の143) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の144) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の145) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の146) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の147) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の148) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の149) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の150) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の151) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の152) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の153) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の154) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の155) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の156) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の157) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の158) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の159) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の160) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の161) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の162) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の163) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の164) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の165) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の166) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の167) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の168) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の169) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の170) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の171) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の172) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の173) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の174) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の175) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の176) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の177) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の178) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の179) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の180) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の181) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の182) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の183) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の184) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の185) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の186) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の187) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の188) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の189) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の190) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の191) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の192) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の193) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の194) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の195) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の196) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の197) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の198) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の199) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の200) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の201) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の202) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の203) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の204) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の205) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の206) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の207) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の208) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の209) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の210) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の211) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の212) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の213) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の214) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の215) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の216) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の217) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の218) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の219) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の220) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の221) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の222) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の223) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の224) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の225) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の226) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の227) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の228) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の229) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の230) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の231) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の232) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の233) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の234) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の235) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の236) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の237) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の238) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の239) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の240) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の241) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の242) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の243) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の244) ・公的機関による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の245) ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(別表2の						

総務省「最終的な調整結果」



## 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容		
見解	補足資料	見解	補足資料						
【療育手帳について】 平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報は、規制緩和の可否に関する回答となっていたため、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。地方公共団体が情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮するなど今年中に結果を得なければ平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方公共団体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。	-	【千葉県】 一 次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていたため、関係省庁で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。	-	【全国市長会】 国民が混亂することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことは得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けた上で情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことは得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けた上で情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。 ○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であること考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要な制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係省府において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) <療育手帳関係情報> ○ 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○ 療育手帳関係情報と報を情報連携の対象とする場合には、提供側の地方公共団体間に見合はせられ、現場の事務が混亂することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見合はせ、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報と報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体間に見合はせられ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する法律を独自利用事務として条例で定め、地方公共団体が増加するよう関係省府が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係省府: 内閣府、厚生労働省及び国土交通省)		
【外国人生活保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報を同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報のことと考えている。 同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述の通り、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。	-	-	-	○ 国民の個人情報保護に対する懸念に応じてマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。	<外国人生活保護関係情報> ○ 国民の個人情報保護に対する懸念に応じてマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。				
公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。 マイナンバーの導入により管理代行者は、これら的事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 入居者サービス向上や行政効率化の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行なうことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者が設置主体となり費用負担を求める事は、代行する期限が定められていることからも不合理的であると考えており、自治体中間サーバーフラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 第1次ヒアリングにおいて、経済省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 マイナンバーの導入により管理代行者は、これら的事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 入居者サービス向上や行政効率化の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行なうことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者が設置主体となり費用負担を求める事は、代行する期限が定められていることからも不合理的であると考えており、自治体中間サーバーフラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。	今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (v) 自治体中間サーバーフラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (v) 自治体中間サーバーフラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。 今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバーフラットフォームについて、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (v) 自治体中間サーバーフラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項においては、地方公共団体から提供を受けるうえで行う必要が生じる。
当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用微収事務は、地方税関係情報について情報連携可能することは困難であるが、「地方等における市町村民税所得割額の適用(平成25年8月)第2章第1節(3)②において、「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、 a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として情報連携を利用するために、本件を除く場合は、地方税関係情報について情報連携を利用する場合 b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合 即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用微収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようしていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行なっていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省においては、地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁においては改正等を含め必要な対応を行うこととする。 ○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用微収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。 なお、第1次ヒアリングにおいて、関係省庁から、地方税関係情報について情報連携を利用するために、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特徴性を踏まえ改めて検討する必要があるのでないか。 なお、第1次ヒアリングにおいて、関係省庁から、地方税関係情報について情報連携を利用するために、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特徴性を踏まえ改めて検討する必要があるのでないか。 これらの点について、関係省府において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) <感染症入院患者自己負担認定関係> ○ 地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁においては改正等を含め必要な対応を行うこととする。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 <精神保健福祉法による措置入院患者費用微収事務関係> ○ 地方税法第22条は、地方税に関する調査等に從事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らす場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に制限されており、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 ○ 現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性を踏まえ、引き続き関係省府で対応方策の検討を行う必要がある。	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (iv) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和52年1月1日施行) 6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (iv) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和52年1月1日施行)	6【総務省】 (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年2月27日) (iv) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和52年1月1日施行)	
半島振興計画の作成に当たっては、國からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は國の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に國の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係内閣等との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	-	-	-	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	○ 一次回答のとおり、半島振興法上、國は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期階における主務大臣への協議、同意をお願いしているところである。 ○ 貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、國・道府県の双方の事務負担の軽減を図るとともに、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への指摘手続の簡素化のために、国との半島振興施策と半島振興計画が同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。 ○ 今般の半島振興計画の策定手続における國から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。 ○ なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定期に於いても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。	6【総務省】 (6) 半島振興法(昭和60年6月) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への指摘手続を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	6【総務省】 (6) 半島振興法(昭和60年6月) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への指摘手続を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)		
半島振興計画の作成に当たっては、國からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は國の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に國の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係内閣等との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	-	-	-	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	○ 一次回答のとおり、半島振興法上、國は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期階における主務大臣への協議、同意をお願いしているところである。 ○ 貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、國・道府県の双方の事務負担の軽減を図るために、国との半島振興施策と半島振興計画が同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。 ○ 今般の半島振興計画の策定手続における國から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。 ○ なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定期においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。	6【総務省】 (6) 半島振興法(昭和60年6月) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への指摘手続を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	6【総務省】 (6) 半島振興法(昭和60年6月) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への指摘手続を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)		
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、國の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、國からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、國への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正はその都度関係内閣等及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定期には國からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-	-	-	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定期は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	○ 一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていません。 ○ なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【総務省】 (5) 離島振興法(昭和28年7月) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るために、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	6【総務省】 (5) 離島振興法(昭和28年7月) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るために、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行なうなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定期に講ずる。 (関係省府: 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)		

## 総務省「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定期には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-	【北海道】事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定期には事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-	○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化的観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは思っていない。 ○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようごとに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定期に講ずる。 (関係府省：文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	-	6【総務省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るために、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定期に講ずる。
ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置について は、『「特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでは慎重な手続きを踏む趣旨として定められ、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告を命ぜることを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むことを規定する場合、上記のように法の趣旨に反する規定は無効となるため、当該条例の命令に関する規定は無効となると解される。と示されている。 一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。	-	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	-	○第1次回答でお示ししているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続を、順を経て行う必要があり、緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例においては、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例に行なうことは可能である。 ○なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示しすることは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定めている実例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。	-	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i)台風、大雨等の緊急時ににおける空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省：国土交通省)	
空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができる。 また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため改正を求める。	-	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	-	○第1次回答においてお示ししているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一区画にすぎず、一住戸ごとに「空き家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他他の使用がなされていない」とは言えず「空き家等」として扱うことは不適当である。 ○なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。	-	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省：国土交通省)	
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告することで、相続財産管理人制度における公告の手続を代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が認知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てて、市町村に負担をとらない手続について検討していただきたい。	-	【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不在となつた相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してよいのではないか。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用することは困難である。 ○また、「検察官の請求により利害関係人を立てて」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てて意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。	-	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)
災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、異なる災害対策法制の見直し（第三弾）と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-	本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害対応策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。	-	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)	